

【声明】

大崎事件 第4次再審請求の不当決定に抗議する

6月22日、鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）は、冤罪・大崎事件の第4次再審請求について、請求を棄却した。私たちは、原口アヤ子さんの命の限りを尽くした訴えを非情にも退けた不当決定に心からの怒りをもって抗議する。

原口さんは、事件当初から一貫して無実を訴えつづけ、4度にもわたる再審請求で、第1次請求審、第3次請求審、同即時抗告審と3回もの再審開始決定を勝ちとっている。事実上の無罪判決に相当する決定を3回も勝ちとった事例は、裁判史上他に存在しない。にもかかわらず、そのつど検察の不服申立て（即時抗告・特別抗告）とそれを容認した各上級裁判所によって取り消されてきた。とりわけ、第3次再審請求審で最高裁第1小法廷が、地裁・高裁が重ねた再審開始決定をいっさいの事実調べもせず「破棄自判」し、再審請求を棄却して原口さんの無実の訴えを「強制終了」した責任は極めて重い。

第4次再審請求審で弁護団は新証拠により、①被害者の死因と死亡時期について、救命救急の専門家による医学鑑定（澤野鑑定）は、被害者が自転車ごと側溝に転落した際、頸椎損傷で全身の状態が悪化し「急性腸管壊死」に陥り「腸壁の破壊による大出血」をしたことが「死因」であると指摘しており、確定判決が認定した「タオルによる絞殺」ではなく、被害者が遺体で発見される前に事故死であることが明確になったと主張していた。さらに、②コンピューター解析の手法による供述鑑定（稲葉鑑定）及び、供述の信用性に関する心理学鑑定（大橋・高木鑑定）により、被害者を転落現場から自宅まで運んだ住人2人の供述が相互に矛盾することを指摘しており、「共犯者」らの自白を支えているとされた2人の供述の信用性にも重大な疑問が生じていたと主張し、第3次請求特別抗告審での屁理屈による取消事由にも明確に反論した。

これに対して、棄却決定は、

- ① 澤野鑑定は、被害者が側溝に転落した際に頸椎椎体前血腫を伴う程度の頸椎の過伸展を生じ、非骨傷性頸椎損傷を負ったとの点は、その可能性を指摘する限度で証明力が認められるに過ぎず、結局、死因や死亡時期を高い蓋然性をもって推論するような決定的なものとはいえない。
 - ② 稲葉鑑定、大橋・高木第3鑑定は、供述の信用性判断を適切に行うよう裁判所に促す役割を有するにとどまるもので、このような鑑定としての性質等に加え、鑑定の手法、内容等に関する問題点も踏まえると住人2人の各供述を含む旧証拠の証明力を減殺するものとはいえない。
- として、いずれの証拠も無罪を言い渡すべき明らかな証拠には当たらないとしたものである。

今回の鹿児島地裁の決定は、医学専門家の知見に基づく鑑定を素人である裁判官がまともな根拠も示さずに排斥するという、科学を無視し結論ありきの判断を行っているものと言わざるを得ない。決定の判断手法は、新旧証拠の総合評価により、「疑わしいときは被告人（再審請求人）の利益に」と白鳥・財田川決定に反し、確定判決維持を前提におき、新証拠のみによって確定判決の事実認定を確実に、決定的に崩壊させることを要求する「孤立評価」をおこなったにほかならず、著しく正義に反するものと断じざるを得ない。このような歪んだ判断手法で、平然と人の人生をもてあそぶことは絶対に許せない。

私たちは、この不正義を多くの国民の良心に訴え、弁護団のたたかいに連帯し、正義の実現をどこまでも追求して、無実の原口アヤ子さんの無罪判決を勝ちとっていくゆるぎない決意を表明する。

併せて、この不正義をふまえて、証拠開示の制度化、検察官の上訴の禁止、再審手続きの整備を中心とした再審法の改正が、いよいよ不可欠・喫緊な課題であることをさらに訴えていく所存である。

2022年6月23日

日本国民救援会中央本部

日本国民救援会鹿児島本部

再審・えん罪事件全国連絡会

大崎事件・原口アヤ子さんの再審をめざす会